

保護者の皆様

和泉市立緑ヶ丘小学校
校長 上田 晋郎

気象警報にともなう休校等の措置について(補足説明)

これまで下記のようにお知らせしてきました。

午前7時の時点で、和泉市に『暴風警報』『大雨警報』または『特別警報』が発令されている時は休校です。その後、警報が解除されてもその日は休校になります。

今回、新たに次の連絡をさせていただきました。

「大雨警報(浸水害)」の場合は休校、大雨警報(土砂災害)のみが発令されている場合は、校区の状況を確認の上、原則「通常通りの登校」となる。

大雨警報には次の2種類あります。

- ① 「大雨警報(浸水害)」は、雨がたくさん降り、下水などでの排水が追いつかなくなり、街が浸水する可能性(内水氾濫)が高まった時に出されます。
- ② 「大雨警報(土砂災害)」は、雨がたくさん降り、がけ崩れや土石流などが起こる危険性が高い時に出されます。

つまり、「大雨警報(土砂災害)」だけが発令されている場合、和泉市では校区によっては、がけ崩れなどの危険性が少ないため、原則「通常通りの登校」になる、ということです。

ただ、本校校区も、校区の状況(特に河川の状況)等を確認の上、休校となる場合もあります。

どちらにせよ、休校になる場合などは、学校からテトル配信を行います。

学校からの配信内容を確認するようにしてください。